

審 第 2 3 9 3 号  
答 申 第 5 2 2 号  
平 成 3 1 年 3 月 4 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年3月26日付け学第1825号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第909号

平成30年2月8日付けで審査請求人から提起された、平成29年12月4日付け  
学第1237号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月4日付け学第1237号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、平成28年12月26日付け規則変更認証申請書の添付書類である〇〇〇〇だよりに記載されている情報は、全て開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年11月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

本件請求の内容は、「(宗) 〇〇〇〇規則について、①最新の規則②規則変更に係る手続き書類一式」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、宗教法人〇〇〇〇の規則（平成29年1月10日付けで規則変更認証したもの）（以下「本件文書1」という。）及び平成28年12月26日付け規則変更認証申請書（以下「本件文書2」といい、これらを併せて、以下「本件各文書」という。）を特定した。

なお、本件文書2の規則変更認証申請書の関係書類として、上記第1のとおり、会報誌である〇〇〇〇だより（2016年12月冬号vol. 6、以下「本件会報誌」という。）が添付されている。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

## 5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年2月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件決定のうち、本件会報誌を不開示とした決定を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

- (1) 実施機関は、不開示理由を「条例第8条第3号に該当し、法人の事業活動における情報が記録されており、開示することにより、当該法人の事業運営上その他正当な利益及び信教の自由を害するおそれがあるため」としている。
- (2) しかし、不開示となった本件会報誌は開示されるべきものである。
- (3) その理由は、宗教法人〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）の事務局長本人から会報誌V o 1. 8を審査請求人は手渡しされており、そのコピーを実施機関にも提出している。したがって、本件会報誌の内容が「当該法人の事業運営上その他正当な利益及び信教の自由を害するおそれ」はないと考えられるからである。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 本件各文書の内容について

- (1) 本件文書1は、平成29年1月10日付けで規則変更認証した本件法人の規則である。変更認証後の規則の全文に新旧対照表が付されており、平成29年1月10日付けで規則の変更を認証する旨を付記し、千葉県知事の印を押印したものの写しである。
- (2) 本件文書2は、平成28年12月26日付けで本件法人から提出された規則変更認証申請書であり、当該申請書に下記の書類が添付されている。
  - ア 責任役員会議議事録の写し
  - イ 規則変更理由書
  - ウ 代表役員の印鑑証明書
  - エ 新旧対照表及び新規則全文
  - オ 本件会報誌

## 2 部分開示の理由について

### (1) 不開示部分について

#### ア 本件文書1で不開示とした部分

本件文書1中、責任役員の氏名は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

#### イ 本件文書2で不開示とした部分

本件文書2中、責任役員の氏名は、条例第8条第2号に、また、同文書中法人の登録印鑑の印影、責任役員会議議事録の写し、代表役員の印鑑証明書及び会報誌は、条例第8条第3号イに該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

### (2) 条例第8条第2号該当性について

本件各文書に記載の本件法人の責任役員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものである。また、宗教法人の代表役員の氏名は、登記事項であるが、責任役員の氏名は登記事項ではなく、公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第8条第2号イにも該当しない。

### (3) 条例第8条第3号イ該当性について

本件文書2において不開示とした部分の、条例第8条第3号イ該当性については下記のとおりである。

#### ア 申請書に押印された法人の登録印鑑の印影及び代表役員の印鑑証明書

法人の登録印鑑の印影及び代表役員の印鑑証明書は、法人に関する情報であり、通常、広く公開を予定していない情報であって、公にすることで法人の権利、事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

#### イ 責任役員会議議事録の写し

責任役員会議の議事録は、宗教法人の内部管理に関する情報であり、通常、広く公開することを予定していないものである。これを公にすることで、当該宗教法人の管理運営に関わりのない第三者により法人の自律的な運営に干渉するための材料として使われるなど、法人の権利その他正当な利益及び信教の自由を害するおそれがある。

#### ウ 本代会報誌

本代会報誌には、宗教活動に関する情報や、礼拝施設内部の情報、本尊に関する情報などが掲載されているが、これらの情報は信教の自由と密接に関連する情報である。また、本代会報誌は、信者及び信者になることを希望する者に対して配布することを想定しているものと推測できるが、本件法人がインターネット等を利用して公開するなどの方法により、何人でも知り得るよう自主的に公表しているといった事情も見られない。

本代会報誌を公にすることで、本件法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、法人の自由な宗教活動を妨害するための材料として使われるなどにより、法人の権利その他正当な利益及び信教の自由を害するおそれがある。

### 3 弁明の内容について

審査請求人は、本件法人の事務局長から本代会報誌を手渡しされており、そのコピーも実施機関に提出しているのであり、会報誌の内容が、本件法人の事業運営上その他正当な利益及び信教の自由を害するおそれはないと考えられるため本代会報誌は開示されるべきである旨主張する。

しかしながら、条例による開示制度は、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではないため、審査請求人が本件法人から本代会報誌を取得したことにより、その内容を承知し、本代会報誌の内容が本件法人の事業運営上その他正当な利益及び信教の自由を害するおそれはないと考えたととしても、そのことをもって開示の決定をすることはできない。

上記2（3）ウでも述べたとおり、審査請求人が開示を請求する本代会報誌には、宗教活動に関する情報や、礼拝施設内部の情報及び本尊に関する情報等が掲載されているが、これらは信教の自由と密接に関連する情報である。また、本代会報誌は、本件法人の信者及び信者になることを希望する者に対して配布することを想定しているものと推測できるが、本件法人がインターネット等を利用して公開するなどの方法により、何人でも知り得るよう自主的に公表しているといった事情も見られない。

以上のことから、本代会報誌は、公にすることで本件法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、法人の自由な宗教活動を妨害するための材料として使われるなどにより、法人の権利その他正当な利益及び信教の自由を害するおそれがあるので、不開示とすることが妥当であり、審査請求人の本代会報誌を開示すべきであるとの主張に

は理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明並びに本件各文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 不服申立ての対象について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の趣旨として、本件決定のうち本件会報誌を不開示とした処分を取り消すとの裁決を求めており、審査請求の理由としても、上記第3の2のとおり、本件各文書のうち本件会報誌に限定した主張を行っている。

そのため、本件審査請求における不服の対象は、本件決定のうち本件会報誌を不開示とした部分のみであると考えられるため、以下、本件会報誌に記載されている情報が、条例第8条第3号又は実施機関は不開示の理由とはしていないが当審査会の職権により、同条第2号に該当するかを検討する。

### 2 本件会報誌に記載されている情報について

#### (1) 条例第8条第3号該当性について

##### ア 本件会報誌の性質について

当審査会が見分したところ、本件会報誌は全4ページで構成されており、その3ページ目には「会報誌の定期購読をご希望の方は、無料で送付いたします」との記載があることが認められた。

そこで、当審査会は、本件会報誌の性質について実施機関に対し本件法人に直接確認するよう求めたところ、本件会報誌は販売目的で作成されたものではなく、本件法人の檀信徒及び本件法人の檀信徒以外でも希望者には無償で配布されているものであるとのことであった。

##### イ 本件会報誌に記載されている法人情報について

本件会報誌には、本件法人の新本堂の再築及び納骨堂建設に関する情報並びに本件法人の施設の内部図に関する情報並びに本件法人の年間スケジュールに関する情報並びに本件法人の所在地等に関する情報並びに仏教に関する解説等（仏教講座及び徒然日記）が記載されている。

本件会報誌は、上記アのとおり、納骨堂の周知も含め布教活動のために広く一般に公表することを目的として作成されたものであり、本件法人は、求めがあれば何人にも本件会報誌を提供することを予定していたものであると認められるため、本件会報誌に記載されている情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

## (2) 条例第8条第2号該当性について

本件会報誌には、上記(1)イに記載されている情報のほか、本件法人の本尊を制作した者に関する情報及び徒然日記の筆者である副住職の氏名が記載されている。

上記情報は、上記本尊制作者及び副住職の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

もっとも、本件会報誌は、上記(1)アのとおり、納骨堂の周知も含め布教活動のために広く一般に公表することを目的として作成され、本件法人は、求めがあれば何人にも提供することを予定していたものであると認められる。

したがって、上記情報は、慣行として公にすることが予定されている情報に当たり、条例第8条第2号イに該当すると認められるため、開示すべきである。

## 3 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、本件会報誌に記載されている情報は、全て開示すべきである。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 3月26日	諮問書の受理
平成31年 1月25日	審議
平成31年 2月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)